

山鹿市・和水町
定住自立圏形成に関する
協 定 書



平成30年6月
山鹿市 和水町

山鹿市・和水町定住自立圏形成協定書

山鹿市（以下「甲」という。）と和水町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の

議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年6月21日

甲 山鹿市山鹿987番地3

山鹿市

代表者 山鹿市長

中嶋憲正



乙 玉名郡和水町江田3886番地

和水町

代表者 和水町長

高巣泰廣



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
健診体制の強化と地域医療の連携	生活習慣病等の予防に向けて、関係医療機関と連携した普及啓発を図り、特定健診体制の強化に取り組む。	乙及び関係機関と連携して普及啓発を図り、健診の質の向上に取り組む。	甲及び関係機関と連携して普及啓発を図り、健診の質の向上に取り組む。
予防接種業務の連携	予防接種の円滑化に向けて、関係機関と連携した周知を行い、接種率向上に取り組む。	乙及び関係機関と連携して予防接種事務の円滑化、接種率向上に取り組む。	甲及び関係機関と連携して予防接種事務の円滑化、接種率向上に取り組む。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て環境の充実	圏域において、安心して子育てできる環境を創るために相互利用が可能な事業について広域利用の推進を図る。 また、圏域内で子育て関係の人材育成や子育て関係機関のネットワークの構築に取り組む。	甲が実施する子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、乙と連携して事業展開を図る。 また、乙及び子育て関係機関と連携し、子育て関係者の交流・資質向上に係る取組及び子育て関係機関のネットワーク構築に取り組む。	乙が実施する子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、甲と連携して事業展開を図るとともに、甲が実施する事業を乙の住民が利用する場合は、必要な支援を行う。 また、甲及び子育て関係機関が中心となって実施する子育て関係者の交流・資質向上に係る取組及び子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組に、乙の区域内の子育て関係者及び子育て関係機関への積極的な参加調整を行う。
地域包括ケアの充実	高齢者施策及び認知症対策の向上並びに医療介護連携の体制整備を促進するため、情報共有及び意見交換を行い、ケアマネジメントの質の向上に取り組む。	高齢者施策及び認知症対策の向上並びに医療介護連携の体制整備を促進するための情報共有及び意見交換により、ケアマネジメントの質の向上に取り組む。	甲が実施する研修会に参画し、甲及び関係機関と連携して必要な事務を行い、ケアマネジメントの質の向上に取り組む。

3 教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
スポーツ団体等の交流促進	圏域内のスポーツ大会、イベント等での住民及びスポーツ団体の相互交流を図る。	乙及び関係団体と連携して、住民の大会への参加促進、情報発信の連携及びスポーツ施設の有効活用に取り組む。	甲と連携して、住民の大会への参加促進、情報発信の連携及びスポーツ施設の有効活用に取り組む。
圏域内の図書館等の相互利用	圏域内の図書館等における相互利用を推進し、住民へのサービス向上に取り組む。	乙と連携して、住民の圏域内図書館等の相互利用を推進する。	甲と連携して、住民の圏域内図書館等の相互利用を推進する。

4 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
新規就農者への支援	圏域内における新規就農希望者への育成支援に取り組む。	乙及び関係機関と連携し、新規就農者に対する支援、農地及び住まいの確保等新規就農者の育成及び定住に取り組む。	甲及び関係機関と連携し、新規就農者に対する支援、農地及び住まいの確保等新規就農者の育成及び定住に取り組む。
圏域地場企業への就労支援	就職希望者へ圏域地場企業を知る機会を提供するとともに、都市圏での人材発掘を行い、就業支援の推進に取り組む。	乙及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	甲及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。
滞在型観光の形成	圏域内の豊かな自然環境及び豊富な農作物を活かした体験プログラムを作成し、受入態勢の強化を図り、滞在型観光の形成に取り組む。	乙及び関係団体と連携して魅力ある体験プログラムを作成し、受入態勢の強化を図る。	甲及び関係団体と連携して魅力ある体験プログラムを作成し、受入態勢の強化を図る。
旅行会社等と連携した圏域観光ツアーの実施	圏域内の豊かな自然環境及び豊富な農作物を活かし、旅行会社等と連携したモニターツアー、観光商品の造成を図り、魅力ある観光圏域づくりに取り組む。	乙及び旅行会社等と連携し、魅力ある観光ツアー商品を造成し、圏域外からの観光客や宿泊客の増加と、圏域経済への波及効果を図る。	甲及び旅行会社等と連携し、魅力ある観光ツアー商品を造成し、圏域外からの観光客や宿泊客の増加と、圏域経済への波及効果を図る。

5 環境

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
環境保全活動の推進	道路及び河川の定期巡回、圏域住民と連携した不法投棄対策並びに環境保全のための啓発活動を通じ、環境保全意識の推進を図る。	乙及び関係機関並びに圏域住民と連携し、不法投棄対策、定期的な巡回及び啓発活動に取り組む。	甲及び関係機関並びに圏域住民と連携し、不法投棄対策、定期的な巡回及び啓発活動に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
伝染病等への対応における組織体制の構築	家畜伝染病等の早期収束及びまん延防止に向けて、伝染病防疫体制の構築を図る。	乙及び関係機関と連携し、移動制限区域、初動体制のマニュアルを盛り込んだマップを作成し、伝染病発生後のまん延を防ぐ。	甲及び関係機関と連携し、移動制限区域、初動体制のマニュアルを盛り込んだマップを作成し、伝染病発生後のまん延を防ぐ。
消費者トラブル等への啓発	圏域内の消費生活相談員の質の向上を図り、あわせて、圏域住民への啓発活動を通じ消費生活相談の充実を図る。	乙と連携し、消費生活相談員の質の向上を図り、あわせて、圏域住民への啓発活動を通じ消費生活相談の充実を図る。	甲と連携し、消費生活相談員の質の向上を図り、あわせて、圏域住民への啓発活動を通じ消費生活相談の充実を図る。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通の利便性向上及び活性化	圏域における公共交通の利便性向上及び活性化に向けて関係団体と協議を行い、地域公共交通網の形成を図る。	乙及び関係団体と協議・調整を行い、公共交通の利便性向上及び活性化に向けて、新たな公共交通網の連携について検討を行う。	甲及び関係団体と協議・調整を行い、公共交通の利便性向上及び活性化に向けて、新たな公共交通網の連携について検討を行う。

2 地産地消

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域ブランド品共同開発及び地産地消の推進	圏域内の豊富な農産物を活かした新たな商品を開発し、地産地消の推進及び地域ブランド品としての価値向上を図る。	乙及び関係機関と連携し、既存の商品及び新たに開発した商品をインターネットによる販売を含めた販売手法を用い、地産地消の推進とともに販路拡大による商品価値の向上を図る。	甲及び関係機関との協議をもって、新たに開発した商品をインターネットによる販売を含めた販売手法を用い、地産地消の推進とともに商品価値の向上を図る。

3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
定住相談会の合同開催	都市圏域等で開催する移住定住相談会や企業説明会等を合同開催することにより、圏域全体の魅力を発信し、移住・定住の促進を図る。	乙及び関係団体と連携し、移住定住相談会等の合同開催により、圏域の魅力を発信し、圏域への移住・定住の促進を図る。	甲及び関係団体と連携し、移住定住相談会等の合同開催により、圏域の魅力を発信し、圏域への移住・定住の促進を図る。
移住定住の促進	圏域への移住・定住を促進するため、移住・定住のモニターツアー、地場企業と連携した仕事体験ツアーを実施し、移住・定住の促進を図る。	乙及び関係団体と連携し、移住・定住のモニターツアー、地場企業と連携した仕事体験ツアーを実施し、移住・定住の促進を図る。	甲及び関係団体と連携し、移住・定住のモニターツアー、地場企業と連携した仕事体験ツアーを実施し、移住・定住の促進を図る。

別表第3（第3条関係）
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
1 圏域内における人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
自治体職員合同研修会の実施	圏域内自治体職員の資質向上を図るため、合同での職員研修会を行う。	甲乙の職員等が参加する合同研修会を開催する。	甲が実施する合同研修会に、乙の職員等を参加させる。